

令和6年12月17日

仕様書

案件番号 189

納入期限	質疑書提出期限 ※持参又はFAXに限ります	同等品選定期限	見積書提出期限	地域要件
令和7年2月28日	令和6年12月19日 正午		令和6年12月24日 午後4時	市内業者

案件名 ごみ集積所看板の購入

納入場所 収集管理事務所

番号	品名	メーカー	型番・規格	数量	単位	同等品の可否
1	ごみ集積所看板		別紙のとおり	350	枚	否
2						
3						
4						
5						

(特記事項)

※見本は収集管理事務所でご覧できます。

※本件は郵送での見積書提出が可能です。見積書提出期限までに必ず契約課に届くよう、時間に余裕をもって郵送するようお願いします。

なお、郵便事情による配達遅延等で提出期限までに届かず、提出期限日までに契約課で受理できなかった見積書は無効となりますので、郵送にあたってはご注意ください。

発注課	担当者	電話	FAX
収集管理事務所	鎌田	04-2946-5353	04-2945-7588

仕 様 書

1. 件名	ごみ集積所看板
2. 枚数	350枚
3. サイズ	W350mm×L500mm
4. 材質	アルミ板（白両面塗装） 厚さ：1mm 角R 4mmφ×8ヶ所穴付
5. 構成	●カラー 本体白色に3色（黒・赤・青） ※耐候性インキ使用（耐候性：約3年～5年）
6. 印刷方法	3色印刷+（UV）クリアー印刷
7. 原稿	別紙 見本（留意点付）・写真のとおり
8. 校正	1回 ※色校含む
9. 納品	納期 令和7年2月28日（金） 場所 所沢市収集管理事務所 所沢市東所沢和田三丁目32番地の1
10. 担当	環境クリーン部 収集管理事務所 鎌田 TEL 04-2946-5353

ごみ集積所

ごみは、決められた日の午前8時30分までに、
「指定の出し方」で、ルールを守って出してください。

燃 や せ る ご み

■プラスチック、ビニールを除く。

毎週

 ·

容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク

■ マークのついているものだけを分別して出してください。

毎週

ペ ッ ト ボ ト ル

■キャップとラベルは取り外し、分別して出してください。

毎月第

破 碎 ご み 類

■容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等が対象です。

■ライター、ハンマー等は、別袋で出してください。

毎月第

有 害 ご み

■蛍光灯、乾電池、水銀体温計等は、破碎ごみ類と別袋で出してください。

びん・かん・スプレー缶

■スプレー缶の中身がある場合は、別袋で「中身あり」と明記して出してください。

毎月第

新聞・雑誌・雑がみ・段ボール

■必ず、ひもでしばって出してください(雑がみは紙袋に入れてからしばってください)。

毎月第

小型家電製品 / 古着・古布

■古着・古布は濡れるとリサイクルできないので、雨の日には出さないでください。

■家電リサイクル法対象品目、パソコン、粗大ごみに該当しないものが対象です。

■小型家電製品と古着・古布は、別袋で出してください。

毎月第

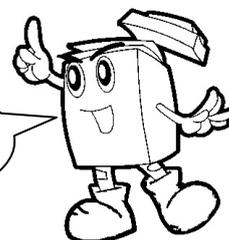
●粗大ごみは、粗大ごみ受付センターへ直接申し込みをしてください。(有料)

粗大ごみ受付センター 電話2951-1153

●商店・事務所・会社などから出る事業系のごみは、
集積所に出さないでください。

収集管理事務所 電話2946-5353

ごみの分別に
ご協力ください!



ごみ集積所

留意点

ごみは、決められた日の午前8時30分までに、
「指定の出し方」で、ルールを守って出してください。

燃やせるごみ

毎週

 .

■プラスチック、ビニールを除く。

容器包装プラスチック

毎週

■ マークのついているものだけを分別して出してください。

ペットボトル

毎月第

■キャップとラベルは取り外し、分別して出してください。

破砕ごみ類

毎月第

■容器包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等が対象です。

■ライター、ハンマー等は、別袋で出してください。

有害ごみ

■蛍光灯、乾電池、水銀体温計等は、破砕ごみ類と別袋で出してください。

びん・かん・スプレー缶

毎月第

■スプレー缶の中身がある場合は、別袋で「中身あり」と明記して出してください。

新聞・雑誌・雑がみ・段ボール

■必ず、ひもでしばって出してください(雑がみは紙袋に入れてからしばってください)

縦39mm×横176mm
他の品目欄も同じ幅
(別紙写真参照)

小型家電製品 / 古着・古布

毎月第

■古着・古布は濡れるとリサイクルできないので、雨の日には出さないでください。

■家電リサイクル法対象品目、パソコン、粗大ごみに該当しないものが対象です。

■小型家電製品と古着・古布は、別袋で出してください。

●粗大ごみ①は、粗大ごみ受付センターへ直接申し込みをしてください。(有料)

粗大ごみ②受付

文字の大きさの順
大 ②>①>③>④ 小

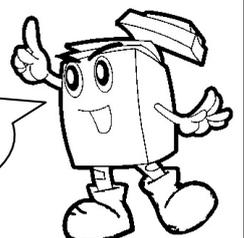
51-1153

●商店・事業所等へのごみは、

集積所に③ないでください。

収集管理④所 電話2946-5353

ごみの分別に
ご協力ください!



ごみ集積所

ごみは、決められた日の午前8時30分までに、「指定の出し方」で、ルールを守って出してください。

燃やせるごみ

■プラスチック・ビニールを除く。

毎週

 .

容器包装プラスチック

■マークのついているものだけを分別して出してください。

毎週

ペットボトル

■キャップとラベルは取り外し、分別して出してください。

毎月第

破碎ごみ類

■自給包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器、ガラス類、皮革類等が対象です。
■ライター、ハンマー等は、別袋で出してください。

毎月第

有害ごみ

■蛍光灯、乾電池、水銀体温計等は、破碎ごみ類と別袋で出してください。

びん・かん・スプレー缶

■スプレー缶の中身がある場合は、別袋で中身を取り除き出して出してください。

毎月第

新聞・雑誌・雑がみ・段ボール

■必ず、ひとりでしぼって出してください。雑がみは新聞に入れてからしぼってください。

毎月第

小型家電製品 / 古箆・古布

■古箆・古布は濡れるとリサイクルできないので、両の面には出さないでください。
■家電リサイクル法対象品目、パソコン、燃費ごみに該当しないものが対象です。
■小型家電製品と古箆・古布は、別袋で出してください。

毎月第

●粗大ごみは、粗大ごみ受付センターへ直接申し込みをしてください。(有料)

粗大ごみ受付センター 電話 2951-1153

●商店・事務所・会社などから出る事業系のごみは、集積所に出さないでください。

収集管理事務所 電話2946-5353

ごみの分別にご協力ください!

